

名取市自転車活用推進計画の策定主旨について

1. 経過

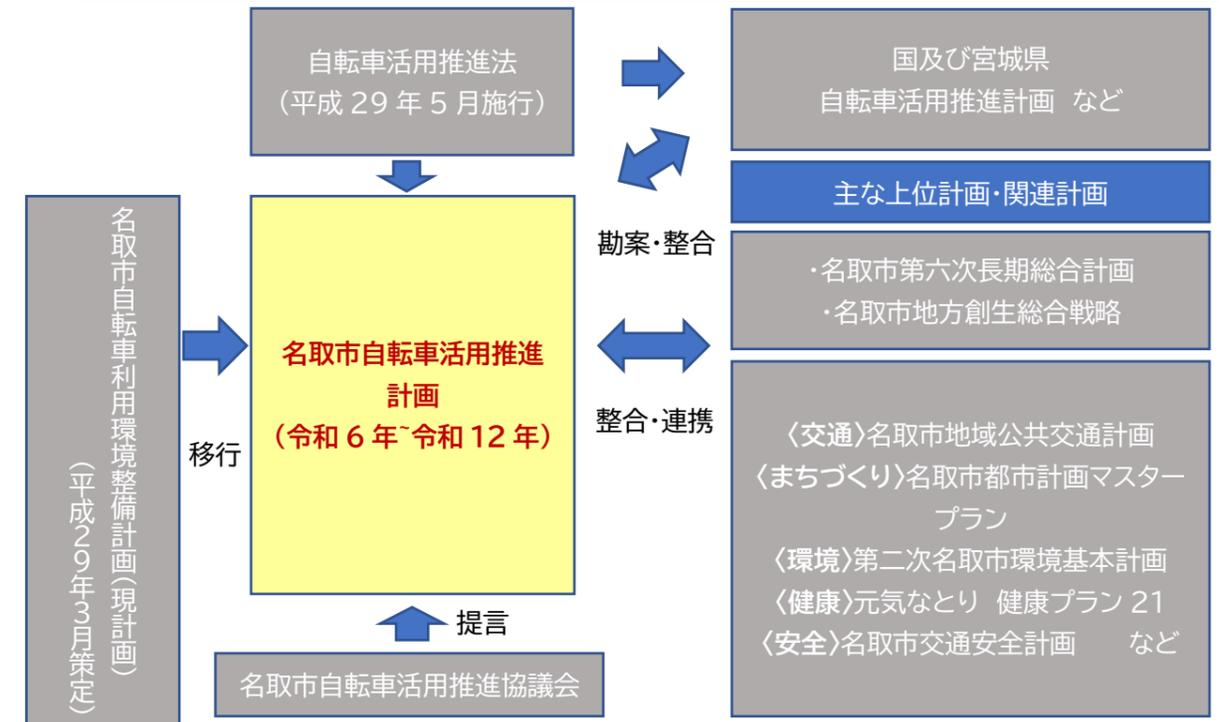
- 自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、「自転車活用推進法」が平成29年5月に施行。これを受けて平成30年6月に国の「自転車活用推進計画」が策定。
- 基本理念
 - ・ 環境負荷の低減及び災害時における交通機能の維持による公共の利益の増進に資すること
 - ・ 自動車の依存低減による交通緩和及び健康増進による公共の利益の増進に資すること
 - ・ 交通体系における自転車による交通の役割を拡大すること
 - ・ 交通の安全を図りつつ、自転車の活用の推進を行うこと

2. 自治体の自転車活用推進計画

- 同法10条は都道府県での自転車活用推進計画を、また同11条では市町村において定めるよう努めなければならないとしている。
- 宮城県は令和3年3月策定。
- その他、宮城県内では仙台市が策定。

3. 計画の位置づけ

- 国及び県の自転車活用推進計画を踏まえつつ、本市の自転車に関する施策の推進するための基本となる計画
- 名取市第六次長期総合計画をはじめ、環境や健康、観光等の様々な各分野における関連計画との整合・連携



4. 現計画と新たに策定する計画との対応表

(現計画)名取市自転車利用環境整備計画(平成29年~令和8年度)

名取市自転車活用推進計画(令和6年~令和12年度)

1. 策定の背景

○平成28年7月「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(国土交通省道路局 警察庁交通局)
自転車ネットワーク計画策定並びに自転車通行空間の整備と併せ、通行ルールの徹底などの取組について

○平成28年12月自転車活用推進法の公布
・環境に優しく、災害時において機動的
・健康増進、交通混雑の緩和等 } 自転車の活用を総合的に推進
○平成30年6月自転車活用推進計画閣議決定

2. 計画の内容

○計画の目的
自転車利用の安全性・快適性の確保、今後のまちづくりへの寄与
○方針
1. ルール・マナー周知による意識の向上
2. あらたなまち・新たな暮らしに対応した安全・快適な自転車空間の確保
3. 自転車利用の促進

※ 以下H30年閣議決定「自転車活用推進計画」による
○計画の目的
環境、健康等、公共の利益の増進に資する持続可能な交通手段として、自転車の活用を促進し、講ずべき内容を定める
○計画の目標
・自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成
・サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現
・サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現
・自転車事故のない安全で安心な社会の実現

- 計画の移行にあたり重要と捉える事項
 - ① サイクルスポーツセンターを利用した自転車による観光促進施策等の検討
 - ② 健康増進や環境負荷低減につながる自転車利用促進施策の検討
 - ③ 現計画における自転車ネットワーク路線及び整備形態の選定